

## はじめに

学校評価については、これまで、平成14年4月に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされ、また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされておりました。しかし、学校によって実施内容が不十分である、あるいは評価結果の公表が進んでおらず多くの保護者が自己評価の内容を知らないなどの課題も指摘されておりました。

このため、学校評価のさらなる推進を図るため、平成19年6月に学校教育法、同10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられたところです。

さらに、文部科学省において、これまでの「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」について、新たな法令の規定及び文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、記述を全面的に見直すとともに、従前は含まれていなかった高等学校を対象に加えて、新たに「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成されました。

これらの中では、平成20年度から各学校が、自己評価を実施することとその結果を公表すること、自己評価の結果を設置者である教育委員会に報告することが義務付けられております。

札幌市としては、このような状況を踏まえ、「第2次札幌新まちづくり計画」（平成19年12月）の中で、平成22年度までに学校関係者評価の実施率を100%にすることを盛り込み、広く市民に公表したところです。

これからの学校には、自らの教育活動や学校運営について自律的・継続的な改善を行っていくとともに、保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民から教育活動その他の学校経営に対する理解と参画を得る中で、その改善を進めていくことが今まで以上に求められています。

各学校においては、本実践集録を積極的に活用することにより、自己評価や学校関係者評価の実施や公表、改善への取組を含めた、新たな学校評価システムを確立させ、学校改善に努めていただくようお願いします。